

学校感染症罹患後の登校について

学校での集団生活による感染症の蔓延を防ぐために、出席停止となる感染症とその期間が法律によって定められています。このような感染症にかかった場合は、必ず医療機関を受診し医師に本人の健康状態が登校可能かどうか、他の人への感染力がなくなったかどうかの指示を受けてから登校をしてください。

治癒後の登校初日は保健室へ直行し、別紙①の「治癒連絡票」を提出した上で健康チェックを受けてから授業参加となりますので御協力をお願いします。

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・痘そう・重症急性呼吸器症候群（SARS）・鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで。	
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症の例（溶連菌感染症・ウィルス性肝炎・手足口病・りんご病・マイコプラズマ感染症・ヘルパンギーナ・流行性嘔吐下痢症等）	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する。

新型コロナウイルス
感染症・予防対応版

治 癒 連 絡 票

年 組 生徒氏名 _____

受診していない場合は、「発熱のため」「保健所等からの指示」「医療機関からの助言のため」などと御記入ください。

● 診断名 () 記入例：インフルエンザA型

● 診断された日：令和 年 月 日

受診されていない場合、未記入で結構です。

● 医療機関・医師名 ()

受診されていない場合、未記入で結構です。

● 発症した日： 月 日
(症状)

無症状であれば、未記入で結構です。

● 熱が平熱に下がった日： 月 日

● いつから登校してもよいと医師に言われましたか？

受診していない場合や保健所から指示されていない場合、未記入で結構です。

例) ○月○日に受診し、明日から登校してよいと言われました。

保護者氏名 _____ 印

(またはサイン)

欠席した期間： 年 月 日～ 年 月 日